

## 情報公開の手数料に係る要項

平成16年4月1日  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定  
一部改正 平成19年3月30日

### (趣旨)

**第1条** この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則第17条に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における情報公開の実施に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

### (手数料の額)

**第2条** 機構の情報公開の実施に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書1件につき300円
  - 二 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける法人文書1件につき、別表1に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）に、別表2に掲げる開示の実施のために要する費用で、開示請求者に負担させることが適切と認められる額を加えた額。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 一 1つの法人文書ファイルにまとめられた月を異にする法人文書で、当該年度内のもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

### (手数料の納付方法)

**第3条** 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納付しなければならない。

- 一 現金
  - 二 銀行振込
- 2 前項において、銀行振込手数料等は開示請求者等の負担とする。

- 3 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

#### (手数料の減免)

- 第4条** 理事長は、法人文書の開示を受ける者が次の各号の経済的困難等の理由により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第各号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないもの。
  - 二 その他の無収入者で、手数料を納付する資力がないもの。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書（別記様式1）を理事長に提出しなければならない。
  - 3 前項の申請書には、当該扶助を受けていることを証明する書面又は、その事実を証明する書面を添付しなければならない。
  - 4 理事長は、開示手数料の減額又は免除の決定をしたときは、開示実施手数料の減額（免除）決定通知書（別記様式2）を、減額又は免除の理由に該当しないときは、開示実施手数料の減額（免除）について（別記様式3）により開示を受ける者に対し通知するものとする。
  - 5 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

#### 附 則（平成16年4月1日）

この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年3月30日一部改正）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1. 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ. 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ. 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ. 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	ニ. 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	ホ. 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書，又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書，又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装	1枚につき120円に当該文書，又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
2. マイクロフィルム	イ. 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ. 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ. 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円, A2判については370円, A1判については690円)
3. 写真フィルム	イ. 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ. 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 430円)
4. スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ. 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ. 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては1300円)
5. 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ. 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ. 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6. ビデオテープ又はビデオディスク	イ. 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ. ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7. 電磁的記録 (5の項, 6	イ. 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円

の項，又は8  
の項に該当す  
るものを除  
く。)

ロ. 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 4 1 0 円
ハ. 用紙に出力したものの交付 (ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 1 0 円
ニ. 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 2 0 円
ホ. フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 5 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
ヘ. 光ディスク (日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1 枚につき 1 0 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
ト. 光ディスク (日本工業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1 枚につき 1 2 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
チ. 幅 1 2 . 7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7 0 0 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額
リ. 幅 1 2 . 7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 8 0 0 円 (日本工業規格 X 6 1 3 5 に適合するものについては 2 5 0 0 円, 国際規格 1 4 8 3 3, 1 5 8 9 5 又は 1 5 3 0 7 に適合するものについてはそれぞれ 8 6 0 0 円, 1 0 5 0 0 円又は 1 2 9 0 0 円) に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額

	ヌ. 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2600円，国際規格15757に適合するものについては3200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル. 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129，X6130又はX6137に適合するものについては，それぞれ800円，1300円又は1750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8. 映画フィルム	イ. 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ. ビデオカセットテープに複写したものの交付	6800円（16ミリメートル映画フィルムについては13000円，35ミリメートル映画フィルムについては10100円）に記録時間10分までごとに2750円（16ミリメートル映画フィルムについては3200円，35ミリメートル映画フィルムについては2650円）を加えた額
9. スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）	イ. 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ. ビデオカセットテープに複写したものの交付	5200円（スライド20枚を超える場合にあつては，5200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）

備考 1の項ハ若しくはニ，2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において，両面印刷の用紙を用いるときは，片面を1枚として額を算定する。

別表 2

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示の実施のために要する費用
文書又は図画	閲覧	当該法人文書の閲覧場所への搬入に要する実費額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの閲覧	当該法人文書の複写に要する実費額

開示実施手数料の減額（免除）申請書

独立行政法人国立高等専門学校機構 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則第 17 条及び情報公開の手数料に係る要項第 4 条の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号）

2 減額（免除）を申請する額

3 減額（免除）を申請する理由

ア) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため

イ) その他 ( )

※注 ア又はイのいずれかに○印を付してください。

アに○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

イに○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

第 号  
平成 年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（減額（免除）申請者） 様

独立行政法人国立高等専門学校機構 印

平成 年 月 日付けで申請のありました開示請求実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開の手数料に係る要項第4条の規定に基づき、下記のとおり減額（免除）することとしましたので通知いたします。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

担当窓口

独立行政法人国立高等専門学校機構

（学校名）

（担当課・係名）

（住所）

（TEL）

（FAX）

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（減額（免除）申請者） 様

独立行政法人国立高等専門学校機構 印

平成 年 月 日付けで申請のありました開示請求実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開の手数料に係る要項第4条に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知いたします。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）申請のあった開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（※注 開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。）

担当窓口

独立行政法人国立高等専門学校機構  
（学校名）  
（担当課・係名）  
（住所）  
（TEL）  
（FAX）